

令和6年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務に関する企画書審査基準及び採点表

委員名：

企画書 作成事項	審査項目	審査基準	配点		得点
			新規案件	継続案件	
1 応募事業内容に関する評価	事業全体の実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募事業の実現可能性について評価する。ステークホルダーの妥当性、信頼性、関心（関心レターの有無等）について評価する。 ・ 2023年度に最終3ヶ年目を迎えた事業（フェーズ2案件）については、上記に加えて、過年度と比した場合のテーマの新規性を評価する。新規性が全くない提案は採択対象とはならない。また、継続案件に比べて高い要求水準の下で実現可能性を審査する。 ・ 事業内容が、相手国の計画・戦略に位置付けられた又は合致した内容の場合は加点する。 ・ 本邦都市が脱炭素先行地域に選定されており、脱炭素先行地域における取組やノウハウのパートナー都市への展開が計画されている場合は加点する。 	40	20	
	CN宣言等の実現可能性（決意・コミットメントのドミノ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業中又は事業後に、パートナー都市全体又は一部（団地・街区レベル）のCN宣言の実現に至る見込みを評価する。CN宣言済みの都市においては野心向上の実現性を評価する。 	10	10	
	脱炭素技術等の導入に向けた基盤整備の実現可能性（実行のドミノ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境インフラ導入促進の前提となる制度構築・計画策定支援について、内容及び計画の具体性を評価する。 ・ なお、他都市・地域への展開計画が含まれる場合は加点する。 	15	15	
	脱炭素技術等の導入の実現可能性（実行のドミノ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業中又は事業後に、パートナー都市のJCMを通じた脱炭素技術導入の実現に至る見込みを評価する。（本邦技術であり優位性があるか、他都市・地域への展開可能性が高く、先進性があるか、JCM実施経験のある事業者の参画有無、商工会議所及び金融機関等との連携体制等）。 ・ 脱炭素技術の導入とは、国内メーカーのEPC受注、地域商社の事業参画、地方銀行の海外事業への投資等を含む。 ・ なお、他都市・地域への展開計画が含まれる場合は加点する。 	35	30	
	マルチベネフィットの実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ パートナー都市の脱炭素移行と強靱化、循環経済、ネイチャーポジティブ経済等マルチベネフィットへの寄与度を評価する。 ・ なお、「デジタル田園都市国家構想」の下に推進されている先進的なデジタル技術実装の海外展開がある場合は加点する。 	20	20	
	他支援プログラムとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ C2P2の推進に向けて、環境省、他省庁、JICA、同志国（G7各国、豪、印等）又は同志国都市が有するパートナー都市向けの支援プログラムとの連携の有無・内容について評価する。 	20	20	
	応募事業の費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間又は事業後の温室効果ガス削減見込みについて、費用対効果について評価する。（GHG排出削減総量にエネルギー起源二酸化炭素を含むプロジェクトが対象） 4,000円/t-CO₂eq・年未満5点 4,001円/t-CO₂eq・年以上5,000円/t-CO₂eq・年以下4点 5,001円/t-CO₂eq・年以上6,000円/t-CO₂eq・年以下3点 6,001円/t-CO₂eq・年以上7,000円/t-CO₂eq・年以下2点 7,001円/t-CO₂eq・年以上8,000円/t-CO₂eq・年以下1点 8,001円/t-CO₂eq・年以上0点 	5	5	
応募事業の温室効果ガス削減量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間又は事業後の温室効果ガス削減見込みについて、削減量総量について評価する。（GHG排出削減総量にエネルギー起源二酸化炭素を含むプロジェクトが対象） 100,000t-CO₂eq/年以上5点 50,000t-CO₂eq/年以上、99,999t-CO₂eq/年以下4点 10,000t-CO₂eq/年以上、49,999t-CO₂eq/年以下3点 5,000t-CO₂eq/年以上、9,999t-CO₂eq/年以下2点 1,000t-CO₂eq/年以上、4,999t-CO₂eq/年以下1点 999t-CO₂eq/年以下0点 	5	5		
2 業務実施体制	配置予定の管理技術者の手持ち業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の管理技術者の手持ち業務量(除 本業務)は適切について評価する。 1件以下あれば5点 2件あれば3点 3件あれば3点 4件あれば2点 5件あれば1点 6件以上あれば0点 とする。 	5	5	
	配置予定の管理技術者の適性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の管理技術者の技量は適切について評価する。 	5	5	
3 業務実績	過去におけるJCM事業の採択実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本邦都市とパートナー都市との都市間連携事業において、過去3年以内に2件以上あれば10点、1件あれば5点とする。 	-	10	
4 組織のカーボネutral実現に向けた取組	温室効果ガスの排出削減目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2050年又はそれ以前のカーボネutral達成など、提案者が設定している温室効果ガスの排出削減目標を記載すること。 	5	5	
	デコ活の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ デコ活応援団への参画及びデコ活宣言の実施の有無、デコ活に関する取組状況を記載すること。 	5	5	
5 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況	ISO14001、エコアクション21、エコ・ファースト制度、エコステージ、地方公共団体による認証取得の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の経営における事業所（以下「本社等」という。）において、ISO14001、エコアクション21、エコ・ファースト制度、エコステージ、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得の有無を記載し、有る場合は認証の名称を記載するとともに、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。 1つでもあれば加点（5点）。 	5	5	
6 組織のワークライフバランス等の推進に関する認定取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、ユースエール認定等）の有無を記載し、有る場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書の写し（内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、その確認通知書の写し）を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性活躍推進法（プラチナえるぼし・えるぼし認定等） ・ プラチナえるぼし（※1） 5点 ・ えるぼし3段階目（※2） 4点 ・ えるぼし2段階目（※2） 3点 ・ えるぼし1段階目（※2） 2点 ・ 行動計画（※3） 1点 ※1 女性活躍推進法（令和2年6月1日施行）第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 ・ なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が500人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定・くるみん認定） ・ プラチナくるみん認定 4点 ・ くるみん認定（新基準※4） 3点 ・ くるみん認定（旧基準※5） 2点 ※4 新くるみん認定（改正後認定基準（平成29年4月1日施行）により認定） ※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第3項の経過措置により認定） 若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 	5	5	
	企業等の賃上げの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃上げの実施を表明した企業等について ・ 大企業は、事業年度（又は暦年）において、対前年度比（又は対前年比）で給与等受給者1人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書（表明する意思がある者のみ提出すること）の写しを添付すること。 ・ 中小企業等は、事業年度（又は暦年）において、対前年度比（対前年比）で給与総額を1.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書（表明する意思がある者のみ提出すること）の写し及び前年度の法人税申告書別表1を添付すること。 	5	5	
			185		点

注1) 企画書において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。

注2) 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。